国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治
国際部長参事新美潤海外出張不在中同部長事務代理を命ずる
秘書課長参事吉田早樹人海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（七月十七日）

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　鶴保　庸介
文部科学大臣松野博一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○経済産業大臣臨時代理解職
　同　山本　幸三
経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　山本　幸三
内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上七月十三日）
（内閣官房内閣審議官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））兼内閣官房内閣情報調査室次長）　新美　恭生
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房拉致問題対策本部事務局審議官を免ずる
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室））　早水　輝好
環境省に出向させる
（同（内閣情報調査室））同　岡田　隆
外務省に出向させる
内閣官房内閣情報調査室次長を免ずる
内閣官房国際テロ情報集約室次長を免ずる
（環境省大臣官房付）環境技官　関谷　毅史
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する
（同）同　秦　康之
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（以上七月十四日）

法務省

大橋真由美　大脇　成昭　海道　俊明
平地　秀哉　山崎　友也　横大道　聡
平成二十九年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は平成二十九年十月三十一日までとする（各通）
浅香紀久雄　小島　淳　佐瀬　裕史
洲見　光男　十河　太朗　田中　開
田中　洋　照沼　亮介　早川眞一郎
星　周一郎　松中　学　安村　勉
平成二十九年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は平成二十九年十一月三十日までとする（各通）
検事兼法務教官　川本　日子
検事兼法務事務官　大原　哲治
平成二十九年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十九年十月三十一日までとする（各通）
検事　今井　康彰
同　大野　晃宏　同　川島　喜弘
同　佐藤　淳　同　髙橋　理恵
同　津田　敬三　同　二子石　亮
検事兼法務事務官　伊賀　和幸
同　神吉　康二　同　辻　雄介
同　早田　祐介
平成二十九年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十九年十一月三十日までとする（各通）（以上七月十八日）

最高裁判所

熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補・熊本簡易裁判所判事　久保　晃司
大阪地方裁判所判事補に補する
兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する（七月十二日）
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　今泉さやか
福岡地方裁判所判事補に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事　小古山育子
富山地方裁判所判事補に補する
富山地方裁判所高岡支部勤務を命ずる
兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する
富山家庭裁判所高岡支部勤務を命ずる
高岡簡易裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所判事補兼さいたま家庭裁判所判事補・さいたま簡易裁判所判事　岩尾　悠矢
宮崎地方裁判所判事補に補する
兼ねて宮崎家庭裁判所判事補に補する
宮崎簡易裁判所判事に補する（以上七月十三日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月十七日午前九時三十二分御出門、帆船日本丸及び横浜みなと博物館を御視察、引き続き、日本郵船歴史博物館を御視察のため、神奈川県へ行幸啓、午後三時三分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

厚生労働省防災業務計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、厚生労働省防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成29年7月20日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省防災業務計画の修正について

一　修正の目的

厚生労働省設置法の一部を改正する法律（平成29年法律第59号）の施行に伴い、及び平成28年熊本地震の教訓等を踏まえ、厚生労働省内の体制の強化を図るため、所要の修正を行った。

二　修正年月日

平成29年7月6日

三　施行年月日

平成29年7月11日

四　修正の要旨

被害状況の把握のための体制の整備に関する事項、被災都道府県における保健医療活動の総合調整の実施に関する事項等について変更を行う等、所要の規定を整備する。

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年七月二十日

中国四国産業保安監督部長　石井　伸治

一　名称

株式会社川重サポート

二　住所

兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目一―一

三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地

株式会社川重サポート坂出検査事業所　香川県坂出市川崎町一番地